

議 事 録

第 22 回 定 例 総 会

令和元年5月10日

太田市農業委員会第22回定例総会議事録

開会日時 令和元年5月10日(金) 午後 2時
 閉会日時 令和元年5月10日(金) 午後 3時30分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
 5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
 (21人) 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
 13 山田 清作 15 石原 孝志 16 新井 章夫 17 清水 由紀江
 18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子 21 片亀 昌子
 22 中村 薫

欠席委員 14 高柳 章
 (1人)

出席職員 富宇加局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
 (10人) 大澤主任 青木主任 野村主事
 谷藤係長、酒井主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定に
 ついて (会長)
 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
 による意見について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
 について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第22回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員21名、欠席の委員1名で
ございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立すること
をご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ござ
いませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは1番 藤澤武則 委員 と 2番 丸山 忠 委員 の二人
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大澤主任を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 1点訂正をお願いいたします。

4ページをお開きください。議案第2号 農地法第4条の規定による
許可申請について、2番になります。当農型太陽光の一時転用の申請

になっておりますが、申請理由のところの一番最後「営農型太陽光施設の設置を継続したい」となっておりますが、今回新規になりますので、「営農型太陽光の設置をしたい」ということで「継続」の削除をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお、先ほど会長からもありましたが、こちらの議案書は4月中に発送させていただいた関係上、平成31年となっております。改元をされて令和になりましたので、令和元年ということで読みかえをお願ひできればと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、処分の決定を求めます。提出件数は12件です。

事務局より、提案をお願ひいたします。

事 務 局

提出件数12件について、朗読し詳細に説明する。

1番 脇屋町の土地 田 8,364 m²、農地を譲受け農業に精進したい。

2番 寺井町の土地 畑 793 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

3番 寺井町の土地 畑 110 m²、交換により農地を集約したい。

4番 粕川町の土地 畑 991 m²、叔父より農地を借り受け、経営規模を拡大したい。

5番 徳川町の土地 畑 236 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

6番 新田村田町の土地 田 2,817 m² 外1筆 計3,762 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

7番 新田萩町の土地 畑 2,975 m² 外1筆 計3,619 m²、農地を譲受け肥育牛の育成のための牧草栽培地を拡大したい。

8番から12番については、譲受人が同一であるため、一括して提案させていただきます。大原町の土地 畑 202 m² 外8筆 計2,000 m²、花卉販売の傍ら栽培に取り組んでおり、農地を譲受け花卉栽培を行いたい。

1番から12番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、8番から12番につきましては、権利取得後の経営面積が通常の下限面積であります50aを満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号にあります権利取得後における耕作の事業が花卉等の栽培で、その経営が集約的に行われるものとして不許可の例外に該当するものであり、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員

1番について、譲受人は譲渡人である父と姉と一緒に野菜の栽培を行っており、特に長ネギ、シソ等の農業経営を中心に行っていました。近年、譲渡人である父親の高齢化及び病気等によって、申請地である水田8,364㎡について贈与を受け、農業に精進したいための申請であります。現地を確認したところ、自宅にも近く、また周辺農地への支障はなく、問題がないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。再度ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番と3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員

番号2番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請内容は所有権移転で、申請人は農業に精通し、水稻、麦、野菜を栽培し、意欲的に農業経営をしています。このたび

農地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。現地確認した結果、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、また、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

続いて、3番については、先代同士の約束のみで登記されていなかった土地の交換による所有権移転で、申請人は2番と同一人です。このたび申請地を交換し、農地の集約を図るものです。現地確認した結果、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

2番、3番について再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号2番と3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番と5番について第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 第4地区協議会において、4番、5番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

4番、5番につきましては、譲受人が同一のため一緒に報告をいたします。譲受人はネギ、ハウレンソウ、ジャガイモ等を中心として農業を営んでおります。妻と母親とで営んでおりますので、今回の申請は4番につきましては叔父から土地を借りているものであります。

5番につきましては、申請人の母親の住居に隣接した農地を取得して経営規模を拡大するということであります。譲受人はアパートに住んでおりますが、実家等に農機具等を保有しており、現地につきましても確認したところ、周囲の農地への支障もなく問題はないため、農地法第3条2項に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

再度のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号4番と5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番と5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番と5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号6番と7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員 番号6番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、いずれの農地も周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

15番委員 番号7番について報告します。
譲受人は畜産業を営んでいて、今回の申請は規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周りは農地であり、東側は譲受人の畑となっており、周辺農地への支障はなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
番号6番、7番について再度の審議をお願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号6番と7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番と7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号6番と7番を許可とすることに決定いたします。

- 議長 続いて、番号8番から12番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査しました結果を報告いたします。
番号8番から12番について、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一のため一括して報告いたします。譲受人は、これまで15年間、労働力4名の体制で花卉販売の傍ら、多肉植物等を中心に花卉栽培に取り組んできました。今般、審議で本件申請地のガラスハウスを取得または使用貸借し、年間を通して花卉の栽培を行っていくことを計画するもので、新規就農になります。なお、参考として、農地法により下限面積として取り扱う特例が設けられており、問題ないと思われま。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。番号8番から番号12番について再度ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号8番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号8番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号8番から12番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。提出件数は4件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 寺井町の土地 674㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。
農家用作業所兼物置用地として転用するものです。

2番 西長岡町の土地 2,097 m²のうち0.32 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきましても同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

3番 新田村田町の土地 1,060 m²、農地区分 農用地、農地改良として一時転用するものです。

4番 大原町の土地 246 m²の内 5.25 m²、農地区分につきましても、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則不許可ですが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

水道管理施設用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番と2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番 委員

番号1番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請地は昭和42年に申請人の父が農家作業所兼物置を建築し、現在までそのまま使用してきましたが、許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。周囲は、南側は農地、東、西側が道路、北側は宅地で、現地確認したところ、周辺農地には支障もないため、許可相当と意見決定しました。

続いて2番については、譲受人は一時転用にて営農型太陽光発電設備を設置し、営農を続けながら自然エネルギー再利用にて新しい営農を計画し、申請するものです。作付農産物は、半日陰の場所を好む種で、栽培上も作業的な負荷も少ないため、比較的取り組みやすいことにより設定しました。周囲は南、北側は農地、東側は道路、西側は水路であります。現地確認の結果、申請地は農用地区域の真ん中にあり、送電するに当たって受電用の電柱、送電線が現状設置されていないので

懸念されましたけれども、申請者と東電との協議の上、受電電柱の設置申請による計画が確認できました。また、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

1番、2番について再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は農業を営んでおり、現在の田として使用している申請地を嵩上げし、今後は畑として耕作したいとのこと。現地を確認したところ、周囲は北が先月許可を受けた宅地、東が道路、南が田、西が宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 5番 委員 第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。
番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。申請人は隣接する建物解体工事に際して、申請地に通っている水道本管の配管工事を行うため一時転用するものです。周囲は北が建物、東、南が畑、西が宅地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は1件です。事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 317 m²について、露天駐車場用地として計画変更するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番 委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。当初、一般住宅を計画していましたが、計画が実行できなくなったため、計画を変更するものです。現地

を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は33件です。事務局より提案をお願いいたします。

事務局 提出件数33件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 981㎡の内0.11㎡ 外3筆、2,406㎡の内計0.31㎡、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

2番 高林北町の土地 499㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 下田島町の土地 337㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 脇屋町の土地 577㎡、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

5番 矢場新町の土地 251㎡、農地区分につきましては、「概ね10ha

以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 1,170 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

7番 茂木町の土地 873 m²、農地区分 第二種、造園・露天資材置場用地として転用するものです。

8番 東金井町の土地 139 m² 外1筆、計 307 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 東金井町の土地 234 m² 外2筆、計 907 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 427 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 原宿町の土地 750 m² 外1筆、計 1,341 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

12番 只上町の土地 5,156 m² 外3筆、計 5,778 m²、農地区分 第二種、放牧場及び休憩室用地として転用するものです。

13番 吉沢町の土地 76 m² 外1筆、計 809 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

14番 成塚町の土地 246 m² 外1筆、計 361 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 寺井町の土地 110 m²、農地区分 第二種、農家用作業所兼物置用地として転用するものです。

16番 寺井町の土地 41 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

17番 世良田町の土地 694 m²、農地区分 第二種、露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

18番 新田木崎町の土地 327 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線木崎駅から概ね 500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田木崎町の土地 456 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地

として転用するものです。

20番 新田中江田町の土地 292 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田中江田町の土地 332 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田中江田町の土地 101 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 新田赤堀町の土地 161 m² 外1筆、計310 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

24番 新田村田町の土地 330 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 新田村田町の土地 353 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

26番 新田市野井町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 新田市野井町の土地 991 m² 外1筆、計1,540 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

28番 新田花香塚町の土地 287 m² 外1筆、計396 m²、農地区分 第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

29番 新田金井町の土地 345 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30番 大原町の土地 89 m² 外2筆、計261 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 大原町の土地 419 m²、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。

32番 大原町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

33番 大原町の土地 317 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

案件については以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い

します。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 1 1 番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、営農型太陽光発電でミョウガを栽培しており、これは3年前に許可が出ていまして更新になります。周辺農地の支障もなく、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 4 番 委員 続いて、番号2番の申請人は、太田市内の賃貸アパートに家族5人で住んでおり、将来の生活設計を考慮し、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の北及び東側は、最近転用された宅地で、西側、南側は道を挟んで宅地に囲まれております。周辺農地にも問題はないので、許可相当と意見決定しました。
番号2番について再度審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上。
- 1 0 番委員 番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は借家に住んでおり、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。現地確認をしたところ、東と南及び西側は住宅、北は市道となっており、したがって、周辺の農地に何ら支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 1 2 番委員 続いて4番です。4番につきましては、資材置場で売買ということですので。譲受人は、現在、建設業として多数の大型現場施工を受託しており、資材置場の確保は重要なこととあります。本件申請地は、前回、平成30年8月に農地法の許可を受けた面積7,238㎡を受けた地続きの農地であります。本件については、現在、小麦が作付されておりますが、譲渡人の理解によって申請地の取得に協力していただけることになったものであります。現地を確認したところ、申請地の北は資材置場に入る進入道路、東は広い新設の西部幹線道路、南、西は既に許可をいただいた資材置場で、現在、埋め立てを行っております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から4番について報告があ

- りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員
議長
議長
議長
- なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 続いて、番号5番から13番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員
- 許可基準チェックリストに基づきまして、5番、6番、7番を調査しました。その結果を報告いたします。
まず、5番について、借家に住んでおり、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということでございます。譲渡人は売却し、生活費に充当したいということでございます。現地を確認しましたところ、北側は道路、南、それから東側も道路、西側は住宅になっておりまして、農地には支障を来さないものと思っておりますので、許可相当と意見決定しました。
続きまして、番号6番でございますが、水道工事事業を営んでおり、残土置場が不足しているため、申請地を買い受け、資材置場として利用したいということでございます。現地を確認しましたところ、西側も住宅、東側も住宅で、放棄地としてこの土地だけ残っているという形でありますので、そのような利用をされることはいいことかなと思いい許可相当と意見決定しました。
7番につきましては、造園業を営んでおり、農地転用の許可を受けずに植栽等を置いていたため、今回改めて申請地を取得し、資材置場として利用したいということでございます。造園業をして、そこで苗木とかを植えたりして借りていたんですが、それを取得することになりましたが、農地法のことをよく理解していませんでしたので、今後このようなことのないよう、寛大な処置をくださいますよう、よろしくお願ひしますということで始末書が入っております。そのようなことから、現地を確認しても、近隣の農地につきましてもは迷惑をかけることはないというふうに判断し許可相当と意見決定しました。
どうぞよろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。
- 13番委員
- 続きまして、8番から10番を報告させていただきます。

8番は、申請人は太田市内の共同住宅に住んでおり、申請地を取得し、自己住宅を建設するものです。現地調査をしたところ、南側、東、西側は農地、北側は道路であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度のご審議をお願いいたします。

続きまして、9番、申請人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電所を建設するものです。現地調査をしたところ、北側は道路、東側は住宅、宅地、南側は宅地、西側は水路であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、10番、申請人は太田市別所町の賃貸住宅に居住しており、申請地を取得し、自己住宅を建設するものです。現地調査をしたところ、北側は譲渡人所有の農地、東側は農地、西側は譲渡人所有の農地、南側は道路を挟んで住宅であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

1番 委員

引き続き、報告させていただきます。

議案4号の11番ですが、こちらは太陽光発電施設用地としての申請です。申請は2筆ありますが、隣接していないため、初めに、●●●ですが、許可基準チェックリストに沿って調査したところ、不耕作地であり、東は畑、西は道路、南は用水と住宅、北は宅地になっており、周辺農地への影響はないと意見決定しました。

また、●●●●●●●番地は、やはり不耕作地で、現地調査のときも真新しいイノシシが泥浴びをした大きな穴が3個ありました。現地は三角地で、東南には住宅、西は道路、北も道路となっており、周辺農地への影響はないため許可相当と意見決定しました。

続いて、議案4号の12番です。譲受人は、馬の肥育、繁殖を行っていますが、さらに放牧場及び休憩室を設け事業展開するとの目的で申請されています。ただし、売買に伴い用地を行政書士に調査してもらったところ、これまでに転用していなかったことがわかり、始末書添付での申請であります。長く事業を展開しておりますので、信頼性はあると思いますので、寛大なお計らいをお願いいたします。なお、許可基準チェックリストに基づき現地調査の結果は、東は畑及び譲渡人の自宅、西は接道、倉庫、南は道路、北は厩舎であり、ほかの農地への影響はないため許可相当と意見決定しました。

続いて、議案4号の13番、こちらは太陽光発電施設用地の申請です。該当地を当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査したと

ころ、東は道路、旧 122 号沿い、西は畑、南は鉄工所及び太陽光発電施設、北は住宅及び畑であり、他の農地への影響はないため許可相当と意見決定しました。なお、譲受人のグリーンドア株式会社ですが、設置後は管理するわけですが、年に 4 回巡回し、必要に応じ草刈り等を行うということです。
再度審議のほどお願いします。以上です。

議 長 ただいま、第 2 地区協議会より、番号 5 番から 13 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 5 番から 13 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 5 番から 13 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 14 番から 16 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3 番 委員 番号 14 番について、第 3 地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は現在アパートにて夫婦 2 人で生活していますが、以前から現在の家賃を早く住宅ローンに充当したく考え、貯金に励んできました。このたび資金の都合がついたので申請地を購入し、家を建築したく申請するものです。現地調査した結果、東側は道路、南側、西側、北側は農地、農地は耕作地であり、農地への支障もないものと見られ、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号 15 番について、議案 2 号 1 番の申請地で、譲受人の先代が隣接地所有者である譲渡人の先代と交換の話がまとまっていたが、未登記のまま昭和 42 年に農家用作業所兼物置を建築し、現在まで使用してきましたが、許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地確認したところ、東側、北側は農地、南側は議案 2 号 1 番の申請地、西側は宅地であります。周辺農地への支障もないと思われ、許可相当と意見決定しました。

次に、番号 16 番ですけれども、申請人は自宅でバイオリン教室を営んでおり、生徒の送迎用駐車場を確保するため、近接する申請地を借り受け、駐車場として利用するものです。現地確認した結果、南側は議

案1号3番の交換農地と東側農地、これは屋敷内にあります農地です。北側は宅地、西側は道路であり、周辺農地に支障がないため、許可相当と意見決定しました。

以上、14番から16番について再度ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号14番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号14番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号14番から16番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号17番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

2番委員 第4地区協議会で調査した結果を報告いたします。

番号17番、露天駐車場と資材置場の申請です。申請人は土木業を営んでおり、事業の拡大のため駐車場と作業置場が手狭になったため、申請地を借り受け、露天駐車場と資材置場として使用したいということです。現地を確認したところ、北側は現在使われている資材置場と駐車場、東側は住宅が建っております。南側は雑種地と住宅が建っております。西側は早川の堤防に面しております。周囲に影響がないと思われ、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をよろしくお願ひします。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号18番から29番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番 委員

議案4号の18番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は現在借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は西、北が道路、東、南は畑になっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

続いて、19番について、申請人は現在借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は北、南は住宅、西は道路、東は畑になっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

20番について、申請人は現在実家に住んでおり、子どもも生まれ、将来のことも考え、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は東、北、西は畑、南は道路及び住宅になっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

21番について、申請人は借家に住んでおり、結婚を機に将来のことを考え、実家に隣接する申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。申請人の父により申請地の一部を無許可で砂利を敷いて自動車通行及び駐車ができるように転用してしまったことについては是正したいとのことです。始末書も添付されております。現地を確認したところ、周囲は、北は畑、西は道路及び住宅、東、南は畑になっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

22番について、申請人は借家に住んでおり、結婚を機に将来のことを考え、実家に隣接する申請地を叔父より譲り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。先ほどの21番と同じですが、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

23番について、申請人は借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭なため、申請地を妻の祖父より借り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、北は宅地、西、南は畑、東は道路になっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

20番委員

続いて、番号24番から27番について報告いたします。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。初めに、番号24番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と東が宅地、南と東が譲渡人の畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号25番について報告いたします。譲渡人は借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北が宅地、西が宅地と一部畑、東と南が畑となっております。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号26番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と南が宅地、東が畑、西が道路となっております。周辺農地へも支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号27番について報告いたします。譲受人は、太陽光発電に適地であり、管理が困難となった申請地を兄から借り受け、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北が宅地、南は道路を挟んで宅地、東が畑と宅地、西が太陽光となっております。周辺農地への支障もなく問題ないため、許可相当と意見決定しました。番号24番から27番について再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

2番委員

続いて、28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は平成30年9月に一般住宅用地の計画変更後の土地を5条申請で取得しましたが、陶芸作品の作成場所、展示・販売する建物を建築するに当たり、駐車場のスペースが狭いため、駐車場用地として申請するものです。現地を確認したところ、周辺農地に支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

15番委員

番号29番について、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は北は道路、西、南、東は住宅で農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長 長 ただいま、第5地区協議会より、番号18番から29番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 長 番号18番から29番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号18番から29番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号30番から33番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。
- 17番委員 30番について、第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は借家に住んでおり、資金の都合もつき、申請地を取得し、自己の住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周囲は、南は道路、西と北は農地、東は漬物会社の駐車場です。農地には小麦がつくられています。ざっくりと風除けにつくられており、周辺農地への支障もないと思われまふ。許可相当と意見決定いたしました。
- 5番委員 続きまして、番号31番について、譲受人は美容室を営んでおり、道路拡幅工事に伴ひ、移転を余儀なくされたため、申請地を取得し、美容室として使用するものです。現地を確認したところ、周囲は南、西、北が道路、東が宅地となっています。周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
- 17番委員 32番についてチェックリストに基づき調査した結果は、申請人は実家に住んでおり、子どもの成長に伴ひ、申請地を祖母より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北は農地、南は道路、西は祖母の家、東は実家です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 5番委員 続きまして、番号33番について、譲受人は隣接地で製造業を営んでおり、事業拡大に伴ひ、申請地を取得し、不足する従業員及び来客用の駐車場として使用するものです。周囲は南、東が道路、西が倉庫、北が譲受人の経営する会社の敷地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定い

たしました。

以上、番号 30 番から番号 33 番について再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より、番号 30 番から 33 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 30 番から 33 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 30 番と 33 番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事後の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 続いて、議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。

市長部局の農業政策課より一括提案をお願いいたします。

農業政策課 それでは、議案に従いまして、これより農用地利用集積計画（案）につきまして、担当より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

農業政策課 では、お手元の資料、農用地利用集積計画（案）に基づき、提案させていただきます。

大変申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。別紙正誤表のとおり訂正させていただきます。このうち、一番上の総括表の部分のみ説明させていただきます。

こちらは計画（案）6 ページの番号 81、82 及び 85 の箇所の右から 2 列目にある利用権の設定を受けるもの、借り手の部分について、●●●●様とすべきところを●●●●様と誤記したものを提出したことに

よるもので、利用権の設定を受けるもの、借り方の人数は 14 名から 13 名と 1 名減になったものです。この訂正に伴い、借り方部分の各種合計人数も 1 名減となりますので、差しかえた A 3 判の総括表でご確認ください。大変申し訳ありませんでした。

では、改めて提案させていただきます。今回は通常の利用権設定は 1,106 筆、うち解除条件つき利用権設定が 23 筆、ほか利用権移転が 16 筆、所有権移転が 50 筆ございました。また、1,100 筆のうち、農地中間管理機構であります群馬県農業公社が借り手となっているものが 61 筆あります。

次に、総括表について説明させていただきます。まず、1、面積をごらんください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の設定面積の状況が記載されております。A 3 の総括表をごらんください。では、今、1 の面積のところをごらんいただいていると思いますが、右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で 1,594,184.77 m²となっております。

続きまして、2、筆数及び人数をごらんください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の件数等の状況が記載されております。こちらも右下の部分になりますが、1,100 筆のうち、借り方が 102 名、貸し方が 516 名となっております。計画（案）の 1 ページから 74 ページまでは利用権設定についての詳細であり、正誤表による訂正箇所を除き記載のとおりです。

なお、73、74 ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する借り手が農作業に常時従事することが認められない者の場合の解除条件つき利用権設定であり、23 筆、面積合計は 26,890 m²となっております。

75、76 ページの利用権規定につきましては 16 筆あり、面積合計は表の下のほうにありますとおり、2 万 7,728 m²となっております。

77 ページから 80 ページの所有権移転につきましては 50 筆あり、面積合計は 39,988.73 m²となっております。

なお、今回提案させていただきました計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は令和元年 5 月 20 日です。

以上が農用地利用集積計画（案）の提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、本件は農用地利用集積計画(案)のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 　　全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。

議 長 　　続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)が会長宛てに提出されたので意見を求めます。
市長部局の農業政策課より一括提案をお願いいたします。

農業政策課 　　引き続きまして、説明させていただきます。お手元の資料、農用地利用配分計画(案)に基づき提案させていただきます。
こちらは公益財団法人群馬県農業公社が一括して借り上げ、農地を借りたい方とマッチングを行ったものをまとめたものになります。この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行います。その際、農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。
皆様には、今回の配分計画に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸し付けた場合に、貸し付け後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるかについて、また、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事される見込みがあるか、また、借り受け希望者への農地貸し付けは適当と認められるかについてお伺いいたします。
件数は61筆74,487.88㎡となっております。以上が提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお伺いいたします。

議 長 　　ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
農用地利用配分計画(案)に対する意見について、1.「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については、「ない」とし、2.「全ての農用地について適切

に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については、「ある」とし、3.「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」については、「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した4月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、8件提出されております。

内訳につきましては、田2筆1,345.00㎡、畑6筆3,588.00㎡、計8筆4,933.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、24件提出されております。

内訳におきましては、24ページをごらんください。田5筆1,735.00㎡、畑26筆7,672.98㎡、計31筆9,407.98㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は14件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は16件となっております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等に

委
議
員
長

ついて、ご質問等ございますか。

なし。

質問等もないようなので、以上で第22回定例総会を終了します。
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年5月10日（金） 午後3時30分